

衆議院 法律委員會 會議錄 第六号

昭和二十六年三月七日(水曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 理事 北川 定務君

理事 田嶋 好文君 理事 猪俣 浩三君

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 牧野 寛策君

松本 弘君 眞鍋 勝君

上村 進君 世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 高木 松吉君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

二月二十二日

委員田嶋好文君辭任につき、その補

欠として有田二郎君が議長の名指で

委員に選任された。

委員有田二郎君辭任につき、その補

欠として田嶋好文君が議長の名指で

委員に選任された。

三月七日

田嶋好文君が理事に補欠當選した。

二月二十一日

商法の一部を改正する法律施行法案

(内閣提出第四二二号)

同月二十七日

犯罪者予防更生法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五二二号)

同月二十八日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五七号(予))

三月一日

非訟事件手続法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六七号)

裁判所職員定員法案(内閣提出第六

一号(予))

不動産登記法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第六二二号(予))

二月二十四日

古川拘置支所庁舎及び拘禁場改築の

請願(安部俊吾君紹介(第八四九号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選小委員及び小委員長補欠

選任

商法の一部を改正する法律施行法案

(内閣提出第四二二号)

犯罪者予防更生法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五二二号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五七号(予))

不動産登記法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第六二二号(予))

非訟事件手続法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六七号)

○安部委員長 これより會議を開きま

す。

まず本日の日程に入る前にお諮りい

たします。委員田嶋好文君は去る二月

二十二日は一度委員を辭任されたのであ

ります。田嶋君が一度委員を辭任さ

れましたが、同君の理事たる資

格及び司法書士法改正に関する小委

員、鉄道公安職員の職務に関する法律

改正に関する小委員、戸籍法改正に関

する小委員、弁護士法改正に関する小

委員、住民登録法案起草に関する小委

員、司法警察法改正に関する小委員、商法

の一部を改正する法律改正に関する小

委員、鉄道公安職員の職務に関する法律

改正に関する小委員、戸籍法改正に関

する小委員、弁護士法改正に関する小

委員、住民登録法案起草に関する小委

員、司法警察法改正に関する小委員、商法

の一部を改正する法律改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

委員並びに司法警察法改正に関する小

は、ほとんど毎回のごとく最高裁判所

側の出席説明を必要といたしますか

ら、今後はこの手続を簡略にいたしま

して、各指定代理者につきましてはそ

の出席発言をあらかじめ包括的に承認

を與えておき、出席説明の要求のあり

ました際には、本会期中いつでも委

員会並びに小委員会において発言をな

し得るようになりたいと思ひます

が、このようにしたいからには御異議

ありませんか。

○安部委員長 御異議なしと認めま

す。よつてそのように決しました。

○安部委員長 御異議なしと認めま

す。よつてそのように決しました。

○安部委員長 それではこれより本日

の日程に入ります。まず本日の日程に

よりまして、商法の一部を改正する法

律施行法案、犯罪者予防更生法の一部

を改正する法律案、下級裁判所の設立

及び管轄区域に関する法律の一部を改

正する法律案、不動産登記法等の一部

を改正する法律案、非訟事件手続法の

一部を改正する法律案の五案を一括して

議題とし、順次政府当局より提案理由

の説明を聴取いたします。高木政府委

員。

○猪俣委員 裁判所職員定員法案とい

うのをお説きにならぬようであるが、

これはあとになるのですか。

○安部委員長 猪俣委員にお答え申し

上げます。この裁判所職員定員法案と

いうものは、公報に掲載してあります

が、さらに裁判所に関する他の法案が

提出されるのであります。それと同

時にこれを審議したいと考えまして延

ばしました。

案

商法の一部を改正する法律施行法

案

商法の一部を改正する法律施行

法

(定義)

第一條 この法律で、「新法」とは、

商法の一部を改正する法律(昭和

二十五年法律第六十七号)によ

る改正後の商法をいい、「旧法」と

は、従前の商法及び商法の一部を

改正する法律附則第二項の規定を

いう。

(原則)

第二條 新法は、特別の定めがある場

合を除いては、新法施行前に生じ

た事項にも適用する。但し、旧法

によつて生じた効力を妨げな

い。

2 新法に、い、触する定款の定及び

契約の條項は、新法施行の日か

ら、その効力を失う。

(解散命令)

第三條 新法施行前に、裁判所が請

求を受け、又は着手した旧法第五

十八條に定める事件及びその事件

に関連する同條に定める事件につ

いては、新法施行後も、なお旧

法を適用する。その事件について

請求を却下された者の責任につ

いても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第四條 解散命令の請求又は訴の提

起について供すべき担保に関する

事項は、新法施行後も、なお旧

法を適用する。その事件について

請求を却下された者の責任につ

いても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第四條 解散命令の請求又は訴の提

起について供すべき担保に関する

旧法の規定は、新法施行前に供した担保に關してのみ適用する。

(株式会社の設立)

第五條 新法施行前に、発起人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に着手した場合に、その設立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後に設立の登記をするときは、その登記事項については、この限りでない。

(株式会社の定款)

第六條 新法施行前に成立した株式会社に、新法施行前に発行した株式の總數、新法施行後に旧法によつて成立する株式会社に、新法施行後に発行する株式の總數が、会社が発行する株式の總數として、定款に定められてゐるものとみなす。

第七條 新法施行前に成立した株式会社に、新法施行の日から六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならぬ。

(株式会社の登記)

第八條 新法施行前に、発起人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に着手した場合に、その設立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後に設立の登記をするときは、その登記事項については、この限りでない。

(株式会社の定款)

第九條 新法施行前に成立した株式会社に、新法施行前に発行した株式の總數、新法施行後に旧法によつて成立する株式会社に、新法施行後に発行する株式の總數が、会社が発行する株式の總數として、定款に定められてゐるものとみなす。

(株式会社の登記)

第十條 新法施行前に、発起人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に着手した場合に、その設立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後に設立の登記をするときは、その登記事項については、この限りでない。

4 前三項の規定に違反したときは、その会社の代表取締役を三万円以下の過料に処する。

(発起人のてん補責任)

第八條 新法第九十二條第一項の規定は、会社が新法施行後に旧法によつて成立した場合にも適用する。会社が新法施行前に旧法によつて成立した場合に、新法施行後に株式の申込が取り消されたときも、同様とする。

(設立に關する責任の免除及び追及)

第九條 発起人、取締役又は監査役の会社の設立に關する責任を、新法施行後に免除する場合に、その免除については、会社が旧法によつて成立したときでも、新法を適用する。

第十條 新法施行後に前項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、同項と同様とする。

(額面株式の金額、株式の併合)

第十一條 新法施行後に旧法によつて成立する株式会社の発行する額面株式の金額については、旧法第二百二條第二項の規定を適用する。

第十二條 旧法によつて成立した株式会社に、額面五百円未満の株式を額面五百円以上の株式とするために、新法第三百四十三條に定める決議によつて、株式を併合することができ、この場合には、新法第三百七十七條から第三百七十九條までの規定を適用する。

(記名株式の移轉)

第十三條 新法施行前にされた記名株式の移轉については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法第二百二條第二項及び第三項の規定の適用を妨げない。

後、なお旧法を適用する。但し、新法第二百二條第二項及び第三項の規定の適用を妨げない。

(株主名簿の記載)

第十四條 旧法によつて成立した株式会社の株主名簿には、会社が無額面株式を発行するまでは、株式が額面株式である旨を記載することを要しない。

(株主名簿の閉鎖期間及び基準日)

第十五條 新法第二百二十四條ノ二の規定は、新法施行後最初の定時總會の終結の日から、新法施行の閉鎖期間がその日以後に終了するときは、その期間の終了の日から適用する。

第十六條 新法施行前に舊書によつて株券を取得した場合には、その取得については、新法施行後も、なお旧法第二百二十九條第二項の規定を適用する。但し、新法施行後にされた裏書によつてその株券を取得した場合には、その取得については、新法第二百二十九條の規定を適用する。

(監査役による臨時總會の招集)

第十七條 新法施行前に、監査役が臨時總會を招集した場合には、その臨時總會については、新法施行後も、なお旧法第二百三十五條第二項の規定を適用する。

(少数株主の總會招集の請求)

第十八條 新法施行前に、旧法第二百三十七條第一項の規定による總會招集の請求があつた場合には、その請求は、新法第二百三十七條

第一項の規定による請求とみなす。

(總會の決議)

第十九條 新法施行後に總會の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を發し、又は公告をしたときでも、その總會の決議については、新法を適用する。

2 前項の總會については、新法の施行によつて議決権を有することとなつた株主に対しては、招集の通知及び公告を要しない。

3 前二項の規定は、ある種類の株主の總會に準用する。

(總會招集の通知及び公告)

第二十條 新法第二百四十五條第一項各号に掲げる事項につき決議すべき總會については、新法施行前に、株主に対して招集の通知を發し、又は公告をした場合には、その通知又は公告については、同條第二項の規定を適用しない。

(決議取消の訴)

第二十一條 決議取消の訴について、新法施行の際旧法第二百四十八條第一項に定める期間が経過してない場合には、その決議取消の訴の提起期間については、新法を適用する。

(取締役の任期)

第二十二條 新法施行の際現に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、その任期は、新法施行の日から二年を経過した後の最初の定時總會の終結の日をこえることができない。

(代表取締役)

第二十三條 旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役は、新法による会社を代表すべき取締役とみなす。

2 旧法によつて数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定めた場合には、その定は、新法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

3 新法施行の際会社を代表すべき取締役の定がない場合には、旧法第二百六十八條第二項第九号の取締役の登記は、新法第二百六十八條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。

(取締役の行為の責任)

第二十四條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 新法施行後に前項の責任を免除する場合には、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。

3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、前項と同様とする。

(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十五條 新法施行前に、旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項の規定によつて取締役に対する訴を提起した場合に、その訴及び訴の提起を請求した株主の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(旧法第二百六十七條の請求等)

第二十六條 新法施行前に、旧法第二百七十二條の規定によつて取締役の職務の執行の停止又は職務代

行者の選任の請求があつた場合については、新法施行後も、なお同様の規定を適用する。

(監査役の任期)

第二十五條 新法施行の際現在に在任する監査役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、その任期は、新法施行の日から一年を経過した後の最初の定時総会の終結の日をこえることができない。

(一時取締役の職務を行うべき監査役)

第二十六條 新法施行前に一時取締役の職務を行うべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を適用する。

(会社と取締役との間の訴について)

第二十七條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合には、その訴については、新法施行後も、なお旧法第二百七十七條の規定を適用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第二十八條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起、請求又は申立をした場合には、その訴、請求又は申立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十九條 第二十三條の規定は、新法施行前に、旧法第二百七十九條第一項の規定によつて監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した株主の責任について準用する。

(監査形に関する準用規定)

第三十條 第二十二條及び第二十四條の規定は、監査役に準用する。

(新株の発行費用)

第三十一條 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、株式の発行のために必要な費用の額については、新法第二百八十六條ノ二の規定を適用する。

(額面超過額)

第三十二條 新法施行後に旧法によつて成立し又は資本を増加する株式会社は、額面以上の価額で株式を発行する場合には、その額面をこえる金額については、新法第二百八十八條ノ二の規定を適用する。

(準備金)

第三十三條 旧法第二百八十八條の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることができ。

(建設利息)

第三十四條 開業前に利息を配当すべき旨の旧法による定款の定は、新法施行前に発行した株式及び新法施行後に資本増加によつて発行する株式又は新法施行後に旧法によつて成立する株式会社が設立に

際して発行する株式について、開業前に利息を配当すべき旨の新法による定款の定とみなす。但し、その定款に、資本増加によつて発行する株式に対しては利息を配当しない旨の定があるときは、その株式については、この限りでない。

2 新法施行前に旧法によつて配当した利息の金額は、新法によつて配当した利息の金額とみなす。

(附屬明細書)

第三十五條 新法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から適用する。

(総会招集の命令)

第三十六條 新法施行前に、旧法第二百九十四條第三項の規定によつて株主総会招集の命令があつた場合には、その総会の招集については、新法施行後、なお旧法を適用する。

(社債の募集)

第三十七條 新法施行前に社債募集の決議をした場合には、その社債の募集については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(社債権者集会の決議)

第三十八條 第十七條第一項の規定は、社債権者集会に準用する。

(資本増加)

第三十九條 新法施行前に資本増加の決議をした場合には、その資本増加については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後に資本増加の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法による新株発行による変更の登記をするものとする。

2 前項の場合に、株金の拂込期日が新法施行後であるものについては、同項の規定にかかわらず、新法第二百八十八條ノ三の規定を適用する。

3 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、その資本増加によつて生ずる株式の数の増加は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する株式の総数の増加とみなす。

(新株引受権を與える契約)

第四十條 新法施行前に旧法第三百四十九條の契約をしたときは、新法によつて会社が発行する株式の総数を増加する際、その契約によつて新株の引受権を與えらるる者に対して、新株の引受権を與える旨の定をしなければならぬ。

(取締役のてん補責任)

第四十一條 新法第二百八十八條ノ三の規定は、新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合に準用する。

(転換株式)

第四十二條 新法施行前に旧法第三百五十九條の規定によつて、定款で、株主がその引き受けた新株を他の種類の株式に転換することを請求することができ旨を定めた場合には、その株式については、新法施行後も、なお旧法第三百六十條から第三百六十二條までの規定を適用する。

2 前項の株式について新法施行後に転換があつた場合には、その転換によつて生ずる各種の株式の数の増減は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する各種の株式の数の増減とみなす。

3 前項の場合に、転換による変更の登記は、毎営業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でしなければならない。

(転換社債)

第四十三條 新法施行前に旧法第三百六十四條の規定によつて、社債権者が社債を株式に転換することを請求することができ旨を決議した場合には、その社債については、新法施行後も、なお旧法第三百六十五條から第三百六十八條までの規定を適用する。

2 前項の場合に、新法施行後に転換によつて発行すべき株式の数及び各種の株式の数は、第六條の規定によつて、定款に定められているものとみなされる会社が発行する株式の総数及び各種の株式の数に加えるものとする。

3 新法第二百二十二條ノ二第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第一項の社債について新法施行後に転換があつた場合に、転換による変更の登記は、毎営業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でなければならない。

(会社の合併)

第四十四條 合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社が株式会社である場合に、新法施行前に合併契約書について、合併をする会社の一方の総社員の同意又は株主総会の承認があつたときは、その合併については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後にする合併による変

更又は設立の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法によるその登記をするものとする。

2 前項の場合に、新法施行後に合併契約書承認の決議をする株式会社については、同項の規定にかかわらず、新法第四百八條ノ二の規定を適用する。

(清算人に関する準用規定)

第四十五條 第十六條、第二十一條から第二十四條まで、第二十六條、第二十七條及び第三十五條の規定は、清算人に準用する。

(株式会社合資会社)

第四十六條 新法施行前に成立した株式合資会社については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 株式合資会社が新法施行後に合併をする場合には、前項の規定にかかわらず、合併後存続する会社又は合併によって設立する会社は、株式会社でなければならぬ。この場合には、合併契約書は、新法第四百九條及び第四百十條の規定に従つて作らなければならない。

3 新法施行の日から五年を経過した時に現に存する株式合資会社は、その時に解散する。

(外国会社の登記)

第四十七條 新法施行前に、外国会社が旧法によつて支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 新法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外国会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月以内に、その登記をしなければならない。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第四十八條 第三條の規定は、旧法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)

第四十九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第二編第七章の規定を適用する場合には、その規定中、「一百万円」とあるのは「五十万円」とし、「五十万円」とあるのは「三十万円」とし、「三十万円」とあるのは「二十万円」とし、「二十万円」とあるのは「十万円」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(定款変更の特例)

2 新法施行前に成立した株式会社は、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をすることが出来る。

3 新法施行後に旧法によつて成立

する会社にあつては、発起人全員の同意又は創立総会の決議で、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をし、又は新法施行後に、新法に従つて定款を変更することが出来る。

4 新法第九十九條、第百條及び第百十四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社が、商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)第四十條の規定によつて組織変更をする場合に準用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「委員三人」を「委員三人(関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員五人)」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「品川簡易裁判所」を「大森簡易裁判所」に、「栃木簡易裁判所」を「小山簡易裁判所」に、「三次簡易裁判所」を「三次簡易裁判所」に、「片上簡易裁判所」を「備前簡易裁判所」に、「徳島簡易裁判所」を「鳴門簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都品川区」を「東京都大田区」に、「埼玉県秩父郡秩父町」を「秩父市」に、「茨城県猿島郡古河町」を「古河市」に、「栃木市」を「栃木市」に、「群馬県下都賀郡小山町」を「群馬県北甘楽郡富岡町」に、「群馬県甘楽郡富岡町」を「新井市」に、「新潟県中蒲原郡新津町」を「新津市」に、「大阪府南河内郡富田林町」を「富田林市」に、「京都府久世郡宇治町」を「宇治市」に、「京都府何鹿郡綾部町」を「綾部市」に、「兵庫県加古郡加古川町」を「加古川市」に、「兵庫県城崎郡豊岡町」を「豊岡市」に、「奈良県吉野郡下市町」を「奈良県吉野郡大淀町」に、「岐阜県武儀郡関町」を「関市」に、「広島県三原郡三次町」を「広島県三原郡三次町」に、「広島県高田郡吉田町」を「岡山県和気郡和気町」に、「大分県北海部郡臼杵町」を「臼杵市」に、「宮崎県西諸郡小林町」を「小林市」に、「宮崎県志田郡古川町」を「古川市」に、「徳島市」を「鳴門市」に改める。

別表第五表品川簡易裁判所の項を次のように改める。

大森 東京都の内
大田区 品川区

同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「三鷹町」を削り、「武蔵野市」を「武蔵野市 三鷹市」に、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「葉山町」を「葉山町 逗子町」に、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田村」を「野田村 鳩ヶ谷町」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢市」を削り、「川越市」を「川越市 所沢市」に改め、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父町」を削り、「埼玉県の内」を「埼玉県の内」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田町 旭村 七福村 及び 梅郷村」を削り、「松戸市」を「松戸市 野田市」に、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「長狭村」に、同表古河簡易裁判所の管轄区域の欄中「猿島郡」を「古河市 猿島郡」に改め、同表栃木簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木	栃木県の内
栃木市	上野原郡の内
栗野町 西方村 清洲村 永野村 粕尾村 真名子村	
下都賀郡の内	
大宮村 国府村 壬生町 稻葉村 南大飼村 瑞穂村 水代村 部屋村 藤岡町 赤麻村 三鴨村 岩舟村 小野寺村 富山村 静和村 皆川村 吹上村 寺尾村 赤津村 家中村	

同表徳島簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

徳島県の内
鳴門市
板野郡の内
大津村 北灘村 堀江村 松茂村

同表徳島富岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「海部郡の内 上木頭村 木頭村」を削り、同表牟岐簡易裁判所の項を次のように改める。

牟岐
徳島県の内
海部郡

同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊豆田村」を「下ノ加江町」に、「下川口村」を「下川口町」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「小筑紫村」を「小筑紫町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島町」を「三島町 松柏村」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

不動産登記法等の一部を改正する法律案

不動産登記法等の一部を改正する法律

第一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「其不動産ニ関

スル登記簿ノ謄本」を「其不動産ノ登記用紙」に改め、同項但書及び同條第一項を削る。

第十四條第二項を削る。

第十五條第二項を削る。

第十六條第一項中「登記番号欄」を削り、同項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但乙区ニ付テハ記載スベキ事項ナキトキハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

第十九條を削り、第十九條ノ二を第十九條とする。

第二十條第一項中「見出帳及び共同人名簿」を削る。

第三章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ二 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ之ヲ閉鎖登記簿ニ編綴スルコトヲ要ス

閉鎖シタル登記用紙ハ閉鎖ノ日より三十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十四條、第二十一條及び第二十一條ノ二ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第六十條第一項中「登記番号」を削る。

第六十七條及び第六十八條を次のように改める。

第六十七條及び第六十八條 削除

第七十一條第一項中「登記番号欄」其登記簿ニ於ケル登記ノ順序

ヲ追ヒテ新ナル番号ヲ記載シ」を削る。

第七十二條第一項中「許可書及び管轄権限ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本」を「登記許可書」に改める。

第七十四條第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニシテシタル登記ノ末尾ニ同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨及び其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 登記用紙ノ枚數過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及び其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十六條ノ二を削り、第七十六條ノ三を第七十六條ノ二とする。

第七十九條中「若クハ番号」を削る。

第八十條中「若クハ新番号」を削る。

第八十一條を次のように改める。

第八十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当証券ノ発行アリタル場合ニ於ケル土地ノ分合、滅

失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十二條中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に改め、同條第一項中「登記番号欄」を「登記何号」に改める。

第八十四條第二項中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に改める。

第八十五條第一項中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に、同條第四項を次のように改める。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ転寫スベキ場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及び受附番号が同一ナルトキハ転寫ニ代ヘ乙地ノ登記用紙ニ甲地ノ番号及び其土地ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載スベシ

第八十六條中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に、同條第二項中「其番号及び登記番号」を「及び其番号」に改める。

第九十一條第二項中「又ハ家屋番号」を削る。

第九十二條中「若クハ新家屋番号」を削る。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当証券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ變更、其滅失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十四條中「登記何号」を「家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙」に

改め、同條第一項中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第九十五條第一項中「登記何号」を「家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙」に改める。

第百條ノ二中「行政区画又ハ字ノ變更ニ付キ」を削る。

第百一條及び第百二條ノ三第三項中「表示番号及び登記番号」を「及び其番号」に改める。

第百八條を削り、第百八條ノ二を第百八條とする。

第百二十九條、第百三十一條及び第百三十七條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第百六十三條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

共登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番号ヲ記載シ其左側ニ前登記番号ヲ記載シ」を削る。

第二條 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「登記番号欄」及び同條第二項を削る。

第三條 立木に關する法律（明治四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項を削る。

第十四條第一項中「登記番号欄」を削り、同項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但シ乙区ニ付テハ記載スベキ事項ナキトキハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第十六條を次のように改める。

第十六條 所有權保存ノ登記ハ左ニ掲グタル者ヨリ申請スルコトヲ得

一 立木ノ存スル土地ノ所有者

又ハ地上権者トシテ登記簿ニ
登記セラレタル者

二 土地台帳ニ自己又ハ被相続
人ガ立木ノ存スル土地ノ所有
者トシテ登録セラレタル者

三 第一号ニ掲ゲタル者ノ証明
書ニ依リ自己ノ所有權ヲ証ス
ル者

四 判決其他官庁又ハ公署ノ書
面ニ依リ自己ノ所有權ヲ証ス
ル者

所有權保存ノ登記ヲ申請スル場
合ニ於テハ申請書ニ前項第何号
ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル旨
ヲ記載シ必要ナル証明書類及ビ
図面ヲ添附スルコトヲ要ス但シ
登記原因及ビ其ノ日附ヲ記載シ
又ハ不動産登記法第三十五條第
一項第二号乃至第四号ニ掲ゲタ
ル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ
第十九條第一項中「登記番号ヲ
記載シ」を「登記用紙ヲ表示シ」
に、同條第二項中「依リテ記載シ
タル登記番号」を「依ル表示」に
改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年七月
一日から施行する。
- 2 登記所は、従前の規定による登
記簿を改正後の規定による登記簿
に改製しなければならない。
- 3 前項の規定による改製に関し必
要な事項は、法務府令で定める。
- 4 第二項の規定による改製を完了
するまでの間は、当該登記所にお
いての登記については、従前の規
定を適用する。但し、従前の不動
産登記法第七十九條、第八十條、
第八十一條、第九十一條第二項、

第九十二條、第九十三條及び第百
條ノ二並びに立木に関する法律第
十六條の規定は、この限りでない。

非訟事件手続法の一部を改正す
る法律案

非訟事件手続法の一部を改正す
る法律

非訟事件手続法（明治三十一年法
律第十四号）の一部を次のように改
正する。

目録中「第七節 株式会社合資会社ノ
登記」を「第七節 削除」に改める。
第二十六條中「検査官」の下に「又
ハ法務総裁」を加える。

第二百二十四條中「第二百二條乃至
第二百四條」を「第二百二條及び第
二百四條」に改める。

第二百二十五條第一項中「第四百十
一條を第四百四十二條」に改める。

第二百二十六條第一項を次のように
改め、同條第三項中「支店」を「営業
所」に改める。

商法第五十八條、第七十八條、
第二百三十七條第二項、第二百四
十五條ノ三第三項、第二百五十八
條第二項、第二百八十八條ノ十八第
二項及び第三百七十九條第一
項、其準用規定、同法第五百十三
條第二項、第七十三條第一項第三
項、第二百八十一條第二項、第二
百八十八條ノ八第二項第二項、第
二百九十一條第二項、第二百九十四
條並ニ有有限会社法第八條第一項但
書、第四十五條及び第六十七條第
三項ニ定メタル事件ハ会社ノ本店
所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス
第二百二十九條第一項中「第二項」の
下に又ハ第二百八十條ノ八第二項

を、同條第二項及び第三項中「発起
人」の下に「又は現物出資ヲ為ス者」
を加える。

第二百二十九條ノ三中「第二百九十
四條第一項又ハ第三百五十三條第一
項」を「第二百八十條ノ八第一項又
ハ第二百九十四條第二項」に改め
る。

第三百三十二條ノ二中「第三百七十
條第一項」を「第二百八十條ノ十四」
に改める。

第三百三十二條ノ四第一項中「同法」
の下に「第二百六十一條第三項及び」
を加える。

第三百三十二條ノ五第一項中（同法
第二百七十二條第二項ニ於テ準用ス
ル場合ヲ含ム）を削る。

第三百三十二條ノ六を次のように改
める。
第三百三十二條ノ六 商法第二百四十
五條ノ三第三項（同法第四百八條
ノ二第二項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ規定ニ依リ申請ニ対ス
ル審問ハ同項ノ期間ヲ經過シタル
後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及ビ
申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聴ク
ベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九
條ノ四、前條第三項及び第三百三十
三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ
申請ニ対スル裁判ニ付キ之ヲ準用
ス

第三百三十三條中（同法第二百九十
二條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）を削る。

第三百三十三條ノ二第一項中「第三
百七十四條」を「第二百八十條ノ十

八」に、「資本ノ増加」を「新株発行」
に改める。

第三百三十四條第一項中「及び第二
項」を削り、同條第二項中「検査官」
を「法務総裁」に改め、同條に次の三
項を加える。

法務総裁ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場
合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得
事件及ビ審問期日ハ法務総裁ニ之
ヲ通知スベシ
第十五條ノ規定ハ第一項ノ事件ニ
ハ之ヲ適用セズ

第三百三十四條ノ二中「検査官」を
「法務総裁」に改める。

第三百三十四條ノ三中「又ハ第二項」
を削る。

第三百三十五條ノ二第一項中「第三
項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ三第三項中「検査
官」を「法務総裁」に改める。

第三百三十五條ノ四第一項中「第三
項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ五を次のように改
める。

第三百三十五條ノ五 第十六條ニ規定
スル者ハ其職務上商法第五十八條
第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ
事由アルコトヲ知リタルトキハ之
ヲ法務総裁ニ通知スベシ

第三百三十五條ノ九第三項中「支店」
を「営業所」に改め、同條第一項を削
る。

第三百三十五條ノ十第一項中「及び
第四百五十八條第一項」を削る。

第三百三十五條ノ十五第一項中「及
び第三百七十六條第三項並ニ其準用
規定」を「並ニ第二百七十六條第三項
及び其準用規定」に改める。

第三百三十五條ノ二十二を次のよう
に改める。

第三百三十五條ノ二十二 削除
第三百三十五條ノ三十五中「整理開
始ノ登記ノ囑託を前項ノ囑託」に
改め、同條に第一項として次の一項
を加える。

整理開始ノ命令アリタルトキハ直
ニ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ
所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託ス
ルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ三十八中「取消シ
又ハ」を「為シ又ハ其処分ヲ取消シ若
クハ」に改める。

第三百三十五條ノ三十九第一項中
「商法第三百八十七條又ハ」及び同條
第二項中「商法第三百八十七條第二
項又ハ」を削る。

第三百三十五條ノ五十八第一項中
「商法第三百八十七條ノ登記若クハ
登録又ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登
記若クハ登録」を「第三百三十五條ノ三
十八ノ登記又ハ登録」に改める。

第三百三十六條中「株式合資会社」
を削る。

第三百三十七條ノ二中「第三百三十二
條ノ四乃至第三百三十二條ノ六」を、第
百三十二條ノ四及び第三百三十二條ノ
五」に改め、「株式合資会社」を削
る。

第四百四十條中第八号を削り、第九
号を第八号とし、第十号を第九号と
する。

第四百四十一條を次のように改め
る。

第四百四十一條 削除
第四百四十五條第一項及び第四百四
十六條中「司法事務局」を「法務局又ハ
地方法務局」に改める。

2 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)の規定により旧法を適用する場合に關しては、従前の規定を適用する。他の法令の適用上従前の規定を適用すべきとき、及び他の法令中非訟事件手続法を適用する場合において改正規定によることができないときも、同様とする。

3 非訟事件手続法第二百六條第一項及び第二百三十二條ノ二の規定は、商法の一部を改正する法律施行法第十條第二項において准用する商法第三百六十九條第一項但書の規定による許可の申請に准用する。

4 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお従前の例による。

5 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記は、代表取締役の申請によつてする。

6 この法律施行前に營業全部の譲渡により解散した株式会社又は有限会社の解散の登記については、なお従前の例による。

7 商法の一部を改正する法律施行法第四十七條第一項但書の登記は、当該会社の日本における代表者の申請によつてする。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「裁判所」を「登記所」に改める。

9 左に掲げる法律の規定中「第百

四十一條」を「第四百十二條」に改める。

一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二條

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一條

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二百三條

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二條

五 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第七十七條

○高木政府委員 ただいま議題となりました商法の一部を改正する法律施行法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、昨年五月十日公布せられました商法の一部を改正する法律は、本年七月一日を施行期日としておりますが、この施行法案は、改正法施行のために必要な経過的措置を講ずることを主眼とするものであります。次にその内容の大略を御説明申し上げます。

この法律案は、新法は、原則として新法施行前に生じた事項にも適用せられ、ただ新法施行前に旧法によつてすでに生じた効力は、これを妨げないこととする経過措置の根本原則を明らかにいたしました。新旧法の調和をはかりますとともに、この原則の適用上問題となる個々の事項につきまして、それら必要な規定を設けまし

た。たとえば、新法施行前に成立した株式会社につきましては、この法律によりまして、その定款に会社の存続に必要な記載事項の記載があるものとみなしまして、これらの会社がそのまま新法のいわゆる授權資本制度に移行し得ることとしたこと。新法施行前に発起人が株式の総数を引受け、または株主の募集に着手したのにつ

いては、その設立は旧法に定める手続によることとし、その新法への移行については、新法施行前に成立した会社と同様に取扱ひましたこと。新法が新法施行後に成立する株式会社について、株式の券面額を五百円以上としたことに對應いたしましたこと。新法施行前に成立した会社につきまして、特別決議によつて五百円未満の株式を併合して、一株五百円以上のものとする

ことができる道を開きましたこと。新法は、取締役、監査役の任期をそれぞれ二年及び一年に短縮しましたが、新法施行の際現在に在任している取締役、監査役の任期につきましては、なお旧法通りとしたし、ただし任期が新法施行の日から新法所定の期間を越える場合には、これを新法施行の日から新法所定の期間といたしましたこと。資本の増加、社債の発行等につきまして、新法施行前にすでにその決議があり

したものは、その後の手続を旧法によることとしたこと等でありま

す。以上のほか、新法は株式合資会社を廃止しましたが、この法律案は、新法施行前に成立した株式合資会社につきましては、新法施行後も旧法によることとしたことと、これらの株式合資会社及び現行商法施行前、すな

わち明治三十二年前に成立した、いわゆる旧商法上の合資会社は、組織変更等をしてない限り、新法施行の日から五年を経過した時において解散することとしたこと、これら企業形態としての存在価値に乏しい種類の会社を整理いたしております。

以上がこの法律案の大要であり、お願いいたします次第であります。次に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、犯罪者予防更生法の第十條第一項に規定してある地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の組織定員を改めようとするものであります。地方少年保護委員会と地方成人保護委員会とは、いずれも全国八箇所に設置され、おの／＼三人の委員で組織されておりました。それ／＼青少年または成人につきまして、仮出獄、仮出場、仮退院の処分をいたし、また保護観察をつかさどり、その他犯罪者の予防及び更生のため必要な所掌事務を遂行してあるのであります。その管轄区域には大小の差異があり、またために、各委員会の事務量におの／＼から大小の差異を生じておりましたことは、ある程度やむを得ないところでありますけれども、関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会におきましては、委員の事務負担が著しく過重となつて、所掌事務の遂行上困難を感じる実情にあります。どの委員会でも、仮出獄及び仮退院の処分につきましては、処分の決定をする前に、委員は法律の要求に従ひまして、みづから刑務所または少年院に出向き、受刑者また

は在院者に個々に面接して慎重な審理をいたしておるのであります。これはその処分の適正を期するため欠くことのできないものであります。関東地方の西委員会は管轄区域も広く、刑務所、少年院の数も多く、従つて面接を要する受刑者、在院者の数が他の地方に比べて格段に多数に上つておりますために、三人の委員でこれを支障なく処理しようとすると、その他の事務にも滞を生じないようにいたすことは非常に困難なことでございます。

今日までのところ、各委員の異常な努力によりまして、辛うじてその困難をしのいで参つてゐる実情にあります。この際、この二つの委員会の組織定数を改め、その委員の数をそれぞれ五人としたらば犯罪者予防更生法の所期の目的を円滑に遂行する必要があると認めまして、この法律案で同法十條第一項をそのように改めようとするものでございます。

なお犯罪者予防更生法の目的に照しまして、犯罪をした者の改善及び更生をはかりましたためには、右のほかにも改正を考慮すべき点があるように考えて、研究をいたしておるのでござ

います。さしたつては右の点の改正が最も必要であると考えましたので、この法律案を提出いたしました次第でございます。どうか、慎重御審議の上

願ひいたします次第であります。次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要点は、次の四点であります。

第一類第四号 法務委員會議録第六号 昭和二十六年三月七日

まず第一点は簡易裁判所の増設であります。簡易裁判所は基本的な人権を擁護し、社会秩序の維持に当る第一線の裁判所でありまして、国民の利害に關係するところがきわめて多いのであります。現在全国五百六十五箇所に設置されているのでありますが、その数はまだ必ずしも十分であるとは申されません。その増設方につきましては、全国各地から熱心に国会その他に請願や陳情がありまして、その数は数千箇所に及んでいるのであります。しかしながら今ただちにこれらの要望の全部を満すことは、財政上の見地等から見まして不可能なことであります。それで事件の数、交通の状況等を考慮いたしまして、最も必要と認められるところを選定いたし、最高裁判所とも協議を遂げまして、今回は次の三箇所、すなわち宇都宮地方裁判所管内の栃木県下都賀郡小山町、広島地方裁判所管内の広島県高田郡吉田町及び徳島地方裁判所管内の鳴門市に簡易裁判所を設置しようとするものであります。

第二点は簡易裁判所の所在地の変更であります。土地の状況にかんがみまして、東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所の所在地を東京都品川区から東京都大田区に変更するとともに、この名称を大森簡易裁判所と改め、また奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を奈良県吉野郡下市町から同県同郡大淀町に変更しようとするものであります。

第三点は簡易裁判所の管轄区域の是正であります。土地の状況及び交通の便否等にかんがみまして、伊勢崎簡易裁判所管内の群馬県新田郡世良田村及び綿打村を太田簡易裁判所の管轄に移

し、岩川簡易裁判所管内の鹿兒島県鳴門郡加治木簡易裁判所の管轄に移し、大崎簡易裁判所管内鹿兒島県始良郡横川町及び牧園町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、寒館簡易裁判所管内の宮城県登米郡石越村を登米簡易裁判所の管轄に移そうとするものであります。

以上の簡易裁判所の所在地の変更及び管轄区域の是正につきましては、いずれも地元市町村及び関係官公署並びに地元弁護士会の意向等を十分参酌して、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

第四点は市町村その他の行政区画に変更のあつたことに伴うこの法律の別表の訂正であります。

すなわち、従前の市、町、村が合併または分離して新たに市、町、村ができ、また市町村の一部が他の市町村に編入される等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきましてこの法律の別表の記載を訂正しようとするものであります。

以上まことに簡単ではあります。この法律案の要点について御説明申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

次に不動産登記法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

不動産登記制度が権利の保護と取引の安全をはかる上にきわめて重要な機能を営んでおりますことは申すまでもないところであります。登記の手続につきましては、なお改善を要する点が少くないのであります。そのためにはまず登記簿の様式及び調製方法を改める必要があるものであります。すなわ

ち現在の登記簿は用紙の加減ができないことになつております。關係上、一個の不動産に関する登記が数冊の登記簿にわたつてなされる等登記の手続が複雑となり、登記簿の閲覧や事務の取扱いに多大の不便があらますとともに、他方において、各不動産の登記事項と關係なく常に一定の用紙を編綴することになるため、現使用中の登記簿には全然記載のない用紙が約三割にも達している状況であります。従つてこれらの不振を除き、用紙の節約をはかるためには、登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加減ができますように登記簿の様式及び調製方法を改めると同時に、これに即応して登記の手続を簡略化する必要があるものであります。この法律案は右に申し上げました措置を講ずることを主眼といたしまして、不動産登記法を改正するとともに、これに関連して工場抵当法及び立木に関する法律中、登記の手続に関する規定に所要の改正を加えようとするものであります。

以下この法律案の要点を申し上げます。

まず不動産登記法の改正におきましては、右に申し述べました登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加減を行うこととしたし、趣旨のもとに、登記簿の調製、登記番号、登記用紙の閉鎖、共同人名簿、登記用紙の継続等に関する規定を改廃整備いたしました。なお不動産の表示変更の登記の申請手続を簡易化するため、同法第八十一條等の規定に所要の改正を加えることとしたしております。

次に工場抵当法及び立木に関する法律の改正におきましては、登記に關係のある二、三の規定につき不動産登記法と同趣旨の改正を行うこととしたしております。すなわち、立木に関する法律中所有権保存登記の申請に関する規定に不備がありますので、その整備をも行うこととしたしております。

以上この法律案につきまして概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

次に非訟事件手続法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

昨年五月商法の一部を改正する法律が制定公布されました。同法は本年七月一日から施行することとなつておりますが、さらにこれに伴つて、有限会社法の一部も改正されることとなつております。これらの法律の改正は、商事非訟事件及び商業登記に関する手続にも影響する点が相当ありますので、その施行のためには、これに対応して、非訟事件手続法中の商事非訟事件及び商業登記の手続に関する規定にも改正を加える必要があるわけであり、この法律案はもつぱら右の趣旨において非訟事件手続法の一部を改正しようとするものであります。

以下この法律案の要点を申し上げます。

まず商法中株式会社設立に関する規定の改正に伴い、その設立登記に関する規定につき、所要の改正を加えております。第百八十七條の改正がそれであり、

第二に、商法中株式会社の資本増加に関する規定が廃止され、これにかわつて新株発行に関する規定が新設されましたので、これに伴い資本増加に關連する事件及びその登記に關する規定を削り、これにかえて新株発行に關連する事件及び登記に關して所要の規定を設けました。第百二十九條、第百二十九條之三、第百三十二條之二、第百三十三條之二、第百八十九條等の改正がそれであり、

第三に、株式合資会社制度が廃止されたので、株式合資会社に關する規定を削除しました。第百三十五條の九、第百三十六條、第百三十七條の二の規定及び第七節の改正がそれであり、

第四に、商法中外国会社に關する規定の改正に伴い、外国会社に關連する事件及び登記に關する規定につき所要の改正を加えました。第百二十六條、第百三十五條の九、第百二十六條から第百五十五條までの改正がそれであり、

第五に、商法中会社の解散命令に關する規定の改正に伴いこれに關連する規定の所要の改正を加えてあります。第百二十六條、第百三十四條から第百三十五條の五までの改正がそれであり、

その他商法及び有限会社法の改正並びに以上の改正に關連して文字の整理その他の整備をいたしております。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします次第でございます。

○安部委員長 以上をもちまして各案の提案理由の説明は終わりました。質疑は次会に譲ります。

暫時休憩いたします。

午後二時三十四分休憩

午後三時二十八分開議

○安部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこの程度で散会いたしました。次会は明日午前十一時より開会いたします。

午後三時二十九分散会

昭和二十六年三月十一日印刷

昭和二十六年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所